

一九八二年二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約
第一一部を実施する一九九四年の協定についての概観 (一)

——とくにエンタープライズを中心に——

川上 壯一郎

- 1
- 一 はしがき
 - 二 一九八二年の国連海洋法条約第一一部成立の背景
 - 一 価値の対立
 - 二 先進国対発展途上国との対立の構図
 - 三 実施協定の内容
 - 一 実施協定成立の背景(以上本号)
 - 二 第一一部に対する主な修正点(以下次号)
 - 四 市場原理の導入と人類共同遺産の観念
 - 一 市場原理粗描
 - 二 エンタープライズに対する影響
 - 三 市場原理と人類共同遺産
 - 五 結論

一 はしがき

一つの妖怪がヨーロッパにあらわれている、——共産党という妖怪が。これは、マルクス・リエンゲルスの著「共産党宣言の冒頭にでてくる言葉である。⁽¹⁾この言葉をもじるわけではないが、実施協定という妖怪が世界の海をねり歩るごととしてゐる。ここにいう実施協定とは、一九九四年七月二八日国連総会第四八再開会期であつたと採択された一九八二年一月一〇日の海洋法に関する国際連合条約の第一一部を実施する協定に関する決議⁽²⁾に附属する協定のことである。この協定は、前文と本文一〇カ条と一つの附属書からなつてゐる。この協定の意図するところは、一九八二年四月三十日第三次国連海洋法会議第一一會期で採択され、同年一月一〇日に署名に開放された海洋法に関する国際連合条約（以下国連海洋法条約）の第一一部の規定、すなわち深海底の規定を大幅に修正することにある。そして国連海洋法条約第一一部と実施協定は、発効後は同一の文書として扱はれ、第一一部の規定と実施協定との間に抵触がある場合実施協定が優先することになる。⁽³⁾文書の形式は、一応議定書といつてよいであらう。

いふまでもなく国連海洋法条約第一一部の規定には派手さがない。それもそのはず第一一部の規定は、貧乏人Ⅱ発展途上国Ⅱよりであるからである。深海底というのは、大陸棚の範囲の外にある海底とその地下をいうわけであるが、国連海洋法条約第一一部の規定は、この深海底とその資源（深海底の海底またはその下にある自然の状態のすべての固体状、液体状または気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む）を人類の共同遺産とし（第一三六条）、各国による主権または主権的権利の主張と行使や、国家または自然人および法人による専有と鉱物の採取、譲渡は禁止される（第一三七条）とする。そして探査開発の実施および管理を国際海底機構に集中する（第一五三条）。この国際海底機

構は、人類全体のために行動する(第一三七条二項)。開発は、条約が発効して最初の商業生産が開始される年から当
面二〇年間にわたって、(一) 国際海底機構の機関であるエンタープライズと呼ばれる機関それ自体が行う方式と、
(二) 機構と提携する場合には、締約国、締約国の国籍を有するか締約国もしくはその国民に効果的に支配されてい
るかのいずれかの国営企業、自然人もしくは法人であって当該締約国により保証されるものまたはここに規定され
るいずれかの者からなる集合体であってこの部および附属書IIIに定める要件を満たす者(第一五三条二項)によるも
のとした。

つまり並行方式がとられている⁽⁴⁾。附属書IIIというのは、概査、探査および開発の基本条件を定めるものである。

第一の方式は発展途上国が主張し、第二の方式は、先進国が主張してきた。条約は、当面この二元方式で開発が行
なわれることを規定したが、さらに最初の商業活動が開始される年の一月一日から一五年目に再検討会議を開ら
き発展途上国の主張する一元方式をとるかとならないかを検討することにした(第一五五条)。

さらに条約は、エンタープライズ以外の開発主体に対して次のような義務を課している。

(一) 申請者は、国際海底機構に対して技術移転を行なう義務がある(第一四四条、附属書III第五条)。

(二) 申請者は、申請手数料、年次固定手数料、生産賦課金など各種の納付金を支払う(附属書III第一三三條)。

これら技術や資金は、エンタープライズおよび発展途上国の深海底開発への参加のために用いられる。

人類共同遺産の観念を総有形態とみた場合⁽⁵⁾、論理必然的にその財産を管理する組合ないしは組織というのが浮
かびあがってくる。それが国際海底機構であり、そしてそれが人類のために行動するというのであれば、国連海洋
法条約第一一部の規定は、まさにゲメインシャフト的発想が基底にあるとみてよい。つまり、家族、部族、民族、

人類といった総合社会を頭においているといつてよい。

しかし実施協定は、この第一一部の規定に市場原理を導入した。ここに一つの問題がでてくる。市場原理は、ゲゼルシャフト的発想を下敷にしている。自由を中核におき、個人の所有を大切に社会である。競争を尊ぶ社会である。

実施協定は、ゲマインシャフト的な第一一部の規定を、ゲゼルシャフト的原理で修正しようとするものである。ここで頭に浮んでくるのは、カールマルクスが経済学批判の序文で述べている次の言葉である。

私の専攻は、法学の研究であったが、しかし私は哲学と歴史を研究するかたわら二次的な学科として法学を学んだにすぎない。一八四二年から一八四三年にかけて、「ライン新聞」の編集者として、はじめて私は、いわゆる物質的利益関係に口だしせざるをえないという困った破目におちいった。木材窃盗および土地所有の分割にかんするライン州議会の議事、当時のライン州知事フォン・シャーパー氏がモーゼル地方の農民の状態について「ライン新聞」を相手にして起こした公けの論争、最後に自由貿易と保護関税とにかんする討論、以上が私に経済問題にたずさわる最初のきっかけをあたえた。⁽⁶⁾

右のマルクスの言葉を理解するには注釈を必要とする。この点について平野義太郎博士の秀れた著作にこれを見出すことができる。これを次に引用する。

勤労農民がその生存のために不可欠の補充として総有地に入会すること（牧草地・森林の下枝・枯葉の採集による肥料の作成）が、ローマ法的個人所有権（地主の所有権）によって収奪されてしまった。そこでローマ法と闘うためには、成法としては普通法から放りだされた以上、下層農民は、ゲルマン法上の慣習的権利を法的根拠としなければ

ならなかった。

ここでおきたのが、ライン州において「木材窃盜取締法」・「森林盜伐罪を罰する法律」を制定しようとする州議會をめぐる討論であった(一八四二年)。

「この土地盜掠の議會形態は、共同地私有化法案」である。別のことばでいえば、「地主らが、この法案によって、共同地をば私有財産として、自分で自分に贈与する」。

マルクスが経済学を研究する志をおこすにいたった動機は、まさにこの農民共同地の収奪に発している。……このような動機からかれは、資本主義の経済組織を疑いはじめ、その批判を「資本論」によって完成した。⁽⁷⁾

右の議論をみてもわかるように、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトとは基本的に相容れないものがある。暗い感じのゲマインシャフトに対して明るい感じのするゲゼルシャフトは、自由人にとってはみ力のあるものである。⁽⁸⁾

筆者は、マルキストでもなくまたケインジアンでもない。マルクスとは比べものにもならない一小法学徒である。筆者の関心対象領域は、実施協定にいう市場原理が、人類共同遺産にどのような影響を与えるであろうかという点にあり、エンタープライズと関連してこの問題を考えてみたい。

(1) 共産党宣言 共産主義の原理 マルクス・レーニン主義研究所訳 大月書店 国民文庫 一九九四年版 二二五頁。

(2) A/RES/48/263. International Legal Materials (以下ILM) Vol. XXX III, Nr. 3, September 1994, p. 1311. Law of the Sea Bulletin, Special Issue IV, 16 November 1994, p. 8.

右の共産党宣言によると、旧ヨーロッパのあらゆる権力が、この妖怪にたいする神聖な討伐の同盟をむすんでおり、法王とツァーリ、メッテルニヒとギゾー、フランスの急進派とドイツ官憲も。しかし実施協定という妖怪は、国連総会で

は賛成 一二一、反対 ○ 棄権 七で採択されている。征伐されるどころか歓迎されている。

この提案国は、最初はフィジーのみであったが、後に五五カ国が共同提案国として加はっている(林司宣 国連海洋法条約第一一部に関する事務総長協議と実施協定 国際法外交雑誌 第九三巻第五号 一九九四年一二月 七九頁)。

賛成投票をした国は、次の二二一カ国である。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン(共同提案国)、アルメニア、オーストラリア(共同提案国)、オーストリア(共同提案国)、バハマ(共同提案国)、バハレーン、バングラデッシュ、ベラルーシ、ベルギー(共同提案国)、ベリーズ、ベニン(共同提案国)、ブータン、ボリヴィア、ボツワナ(共同提案国)、ブラジル(共同提案国)、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、ブルンデイ、カンボジア、カメルーン(共同提案国)、カナダ、カーボ・ヴェルデ、チリー(共同提案国)、中国(共同提案国)、コンゴ、コートジボアール、キューバ、サイプラス、チエコ、デンマーク(共同提案国)、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー(共同提案国)、フィンランド(共同提案国)、フランス(共同提案国)、ガボン、ドイツ(共同提案国)、ガーナ、ギリシア(共同提案国)、グレナダ(共同提案国)、ガイアナ(共同提案国)、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド(共同提案国)、インド(共同提案国)、インドネシア(共同提案国)、イラン、イラク、アイルランド(共同提案国)、イタリア(共同提案国)、ジャマイカ(共同提案国)、日本(共同提案国)、ヨルダン、ケニア(共同提案国)、クエート、ラオス、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ(共同提案国)、マダカスカル、マレーシア、マルデイヴス、マルタ(共同提案国)、マニラ諸島(共同提案国)、モリシアス、メキシコ、ミクロネシア連邦(共同提案国)、モナコ、モンゴリア、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー(共同提案国)、ナミビア(共同提案国)、ネパール、オランダ(共同提案国)、ニュージーランド(共同提案国)、ナイジェリア、ノールウェイ(共同提案国)、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア(共同提案国)、パラグアイ、ヒイリピン、ポーランド、ポルトガル(共同提案国)、カタール、韓国(共同提案国)、モルドバ共和国、ルーマニア、サモア(共同提案国)、サウジアラビア、セネガル(共同提案国)、セイシエル(共同提案国)、

シンガポール(共同提案国)、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン(共同提案国)、スリランカ(共同提案国)、スウェーデン(共同提案国)、トーゴ、トリニダード・トバゴ(共同提案国)、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス(共同提案国)、タンザニア(共同提案国)、アメリカ(共同提案国)、ウルガイ(共同提案国)、ヴァヌアトウ(共同提案国)、ベトナム、シンバブエ。棄権した国は、コロンビア、ニカラガ、パナマ、ペルー、ロシア連邦、タイ、ヴェネズエラの七カ国。

共同提案国であったが投票に加らなかった国は、アンティグア・バーブーダ、ギニア・ビザウ、ソロモン諸島の三カ国。Law of the Sea Bulletin, op. cit., p. 29.

(3) 実施協定第二条。

(4) ボルゲーゼ教授は、すでに一九七七年の時点で、この平行方式がどのような様式であれ受け入れ難いものであり、かゝる機能しないであろうことを指摘している。Elisabeth Mann Borgese, *The New International Economic Order and the Law of the Sea*, San Diego Law Review, Vol. 14, Nr. 3, p. 590.

(5) デピュイは、このcollective ownershipという言葉を用いて説明している。René—Jean Dupuy, *The Area as the Common Heritage of Mankind*, Dupuy—Vignes, *A Handbook on the New Law of the Sea*, 1991, p. 581.

(6) 経済学批判 杉本俊朗訳 大月書店国民文庫II 4 一九九〇年版。

(7) 民法におけるローマ思想とゲルマン思想「増補新版」有斐閣 四〇二頁。

(8) この点については、テンニユスのゲマインシャフトとゲゼルシャフトは必読の書である。なお住谷一彦 共同体の史的構造論 有斐閣 一一九頁以下を参照。

二 国連海洋法条約第一一部の成立背景

一 価値の対立

法は、正義を標榜して作られる。社会的正義を反映している法こそその社会でよく支持を受ける。

しかし正義という概念は抽象的である。イデオロギーとか感情とかを法の領域に容易に持ち込む危険性は大である。だからケルゼニーストに嫌はれる理由はここにある。特に価値感が多様化している社会では、いろいろな価値をもつ正義が対立し、神々の鬭争が生ずる。各々が正当性を主張し対立をする。

第三次国連海洋法会議は、世界の百数十カ国の参加をえて開催された。このような国々は、利益を共通する国々とグルーピングして各々の正当性を主張し、自己の利益の実現をはかったのである。沿岸国グループ、内陸国・地理的不利国グループ、先進国グループ、発展途上国グループ、グルーピングは、いく重にも重なりあつてなされたのである。

そして利益の追求は、国家間の相対的關係を基礎に行なわれたのである。権威ある統一的中央集権的統治機構を欠く国際社会では、権威ある決定は、相対的關係のうえで行なわれることはいうまでもない。まさに市場の論理を駆使して、各国間、あるいはグループ間で取引・パッケージ・ディーラーをし、取引の結果を積み重ねてきたのが国連海洋法条約なのである。この条約は、まさに賽の「河原の石積」にたとえられよう。この条約が留保を禁止している理由もこのようなところからである。

二 先進国対発展途上国との対立の構図

(一) 対立点の集約

国連海洋法条約第一一部の規程ができる過程において先進国の論理と発展途上国の論理とが激しく対立した。この第一一部を支える基本思想は、一は、一九七六年のあのパルドーの国連総会における演舌でうちだされ、そして一九七〇年にパルドー演舌の内容を決議した「国家の管轄権の範囲をこえた海底およびその地下を律する原則宣言(深海底およびその地下を律する原則宣言)」に盛られている「人類共同遺産」の考えであり、二は、南北問題解決を意図し、発展途上国に対する実質的平等の達成を目的に掲げた一九七四年の国連総会決議、「国家の経済的権利義務憲章」に盛られた国際社会の福祉の概念である。

深海底の区域およびそこにある資源が、「人類の共同遺産」であることについて反対している国は一カ国もない。深海底制度について政府レベルでの最初の提案といわれているアメリカの提案「国際海底区域に関する国連条約案(一九七〇年八月三日海底平和利用委員会に提出)⁽¹⁾」にも、二〇〇メートル以遠の公海の海底およびその地下の区域を国際海底区域とし、この区域を「人類共同遺産」とすることが明確に規定されている。この点について先進国と発展途上国との間には何ら対立はない。

問題は、開発方式にあった。アメリカをはじめとする先進国は、深海底の探査・開発は、国家、自然人または法人が主体となり、これらのものが深海底で活動する場合、新たに設立される「国際海底資源機構」に合理的な料金を払って「ライセンス」を取得しなければならないと主張したのである。右に述べたアメリカ提案がとっている方針がそうである。つまり新たに作られる国際海底資源機構を単なるライセンス発給機関にとどめようとするのである。

この開発方式に対して発展途上国側は、あくまでも直接開発方式を主張する。発展途上国の主張を代表する提案だといわれるラテン・アメリカ一三カ国案（一九七一年八月四日海底平和利用委員会に提出⁽²⁾）のとする考え方がそれである。この提案によれば、国際海底機構を作りその主要機関として総会、理事会、国際海底エンタープライズおよび事務局を設ける、そして海底資源の探査・開発を行なう実施機関として国際海底エンタープライズをあてている。この提案によれば、国際海底エンタープライズは、独立の法人格を有し、海底資源の探査・開発にあたっては、独自にまたは各国により正式に保証がなされた法人とのジョイント・ベンチャーにより開発に関する一切の技術的、産業的または商業的活動を行なう機関とされている。

「ライセンス方式」か、それとも「直接開発方式」かをめぐる先進国対発展途上国の構図は、これ以降もつづいていくのである。

(二) 第一一部の規定の成立過程における先進国と発展途上国との対立
それではなぜこのような対立が生ずるのか。それには先進国、発展途上国の各々の有する哲学に相違があることが指摘されよう。

先進国の考えは、発展途上国が主張する直接開発方式は、現実性のない政治的スローガンであり、自由市場経済のもとでの投資意欲と採算性に対する保証を欠き、およそ国際開発事業を進める要件を満たさない、と主張する。

この主張に対して発展途上国側は、直接開発方式こそが人類の共同遺産の概念に適合し、新国際経済秩序に基づく公共的な介入による計画経済政策を進め、途上国の利益を保護できる⁽³⁾というのである。

先進国の主張を支えているのは自由市場経済の論理であり、発展途上国の主張を支えているのは、共同体意識に

基づく計画経済の論理である。ゲゼルシャフト対ゲマインシャフトの構図ができあがるのである。いずれにしても前者は、横軸で一つの決定をだそうとされているのに対して後者は縦軸で物事を決めていこうとするものであり、両者は、人間（ここでは国家）の究極のかかり合いを示しているといつて過言ではない。

右の対立は、一九七四年六月にカラカスで開られた第三次国連海洋法会議では決着をみる事ができなかった。⁽⁴⁾
一九七五年五月第三次国連海洋法会議第三会期の最終日にだされた非公式単一交渉用草案⁽⁵⁾（これは、あくまでも交渉のたたき台としてだされた）の第二一条一項をみると次のようになってい

区域における活動は、直接機構により行なわれる、として直接開発方式をうたっている。

そして機構が適当と認める場合ジョイントベンチャーや役務契約により、国家または私企の活動を認めうる（*may*……*carry out*）としている（同条二項）。非公式単一交渉用草案第二二条は、発展途上国の意見をとり入れた直接開発方式を採用したといつてよいであろう。⁽⁶⁾

アメリカをはじめとする先進国は、この草案第二二条に対して不満であった。そこでアメリカの主張を容れ、一九七六年国連海洋法会議第四会期にだされた改訂単一交渉用草案第二二条⁽⁷⁾では、並行方式（*parallel*方式）を採用している。

並行方式とは、前に少しふれたが、深海底の探査・開発にあたって、エンタープライズという国際海底機構の下で独自の開発活動を行う方式と、国家および私企業が、国際海底機構と契約を結んで開発活動を行なうという二本建の開発方式である。そしてこの改訂単一草案第二二条は、右のような並行方式を効果あらしめるためバンキング方式という方式を採用したのである。バンキング方式というのは、国または私企業の申請者は、契約を結ぶにあ

って商業価値のある二つの鉱区を国際海底機構に提示する。国際海底機構は、提示された二つの鉱区の一つのは、申請者の契約区域に指定する。そして他の一をエンタープライズまたは発展途上国のために留保しておく留保区域とするものである。

並行方式とバンキング方式とを組合はせれば、少なくとも全鉱区の半分はエンタープライズの直接開発のために留保され、一方他の半分は、国または私企業が機構との契約に基づいて独自に開発することになり先進国と発展途上国の両方に顔をたてることのできるものと考えたからである。⁽⁸⁾

しかし発展途上国側は、この考え方に反対した。なぜならば、エンタープライズに鉱区が認められたにせよ、エンタープライズにはそこを開発する資金もまた技術もない。だからすぐ開発にのりだすことは困難である。だが国や私企業には資金や技術があり、自分達に認められた鉱区の開発を行なっていくであろう。こうなるとエンタープライズに留保区域というものが認められても何ら意味がなく、結局ライセンス方式の一元化に帰着する、⁽⁹⁾というのである。

ここででてきたのがアメリカ国務長官キッシンジャーの提案である。一九七六年九月一七日当時のアメリカ国務長官であったキッシンジャーは、深海底の開発に関するレジームについて次のような提案を行なっている。⁽¹⁰⁾

国または私企業の開発活動を保証することを条件に、(一) エンタープライズに財政援助をする、(二) エンタープライズに技術移転をする、(三) 二五年後に条約を再検討をする。

しかし右のキッシンジャー提案にも拘はらず、一九七七年七月にだされた非公式統合交渉用草案は、⁽¹¹⁾開発方式については、改訂単一交渉用草案第二二条をそのまま踏襲し一応並行方式を採っているもの(第一五一条)、⁽¹¹⁾実質は、

エンタープライズ優先の一元方式と何ら変わるところがなかった(附属書II)。

その後非公式統合交渉用草案は、二次の改訂⁽¹²⁾がなされたが、深海底の開発方式については、当初からの基本線は一向に変わらず、また一九八〇年に配布された海洋法条約草案(非公式草案)⁽¹³⁾やその後一九八一年に配布された海洋法条約草案⁽¹⁴⁾もこの点について先進国に対しては何らの進展はなかった。

ここで登場するのがアメリカレーガン大統領領事声明である。強いアメリカを標榜するレーガン大統領は、一九八二年一月二十九日に声明を發し、海洋法条約草案に不満の意を表明すると同時に次の点について条約草案は修正さるべきことを強調した。

- (一) アメリカおよび世界の需要に應ずるために深海底鉍物資源の開発を阻害してはならない。
- (二) 現在および将来正当な資格を有する開発主体による深海底資源へのアメリカのアクセスを確保し、アメリカの供給の安全を高めると同時に、国際海底機構のエンタープライズによる資源の独占を回避し、資源の経済的發展を促進する。
- (三) 参加国の政治的、経済的、財政的拠出を公平に反映し、また効果的に保護するような深海底レジームの意思決定がなされること。
- (四) アメリカにおける上院の助言と承認をふくめて、参加国の承認なしに条約の修正を發効させないこと。
- (五) 国際機構にとって好ましからざる先例を作らないこと。
- (六) アメリカの上院の助言と承認がおそらく必要となるだろうから、この点で、条約は、私企業のもつて技術の強制移転や民族解放運動の参加や基金についての規定を含むべきではない⁽¹⁵⁾。

そして同日レーガン大統領は、アメリカが、第三次国連海洋法会議での交渉の場にもどり、世界の海のために受けいられる条約を作るために他の参加国と作業することを声明した。⁽¹⁶⁾

アメリカは、このレーガン声明に基づいて一九八二年三月に海洋法条約草案に対する修正提案を第一委員会に提出している。この提案は、緑色の表紙がつけられていることからグリーン・ブック(Green Book)と呼ばれた。⁽¹⁷⁾この提案は、海洋法条約草案第一一部の規定および附属書IIIとIVのほとんどの規定に対し修正を迫るものであった。しかし時すでにおそくこのアメリカの修正案は採択されることなく、国連海洋法条約草案は、原案どおり、一九八二年四月三〇日に採択されたのである。

アメリカは、もちろん反対票を投じたことはいうまでもない。爾来アメリカは、一九八三年から発足した「国際海底機構および国際海洋法裁判所準備委員会」⁽¹⁸⁾(以下略して準備委員会)にも出席せず、その後一二年間まったく国連海洋法条約の枠外にたつことになる。また他の先進国についても、イギリスとドイツは、この条約に最初から署名しなかったし、またフランスや日本は、署名はしたものの批准はしなかった。⁽¹⁹⁾

(三) 国連海洋法条約第一一部が規定する開発方式

国連海洋法条約は、深海底開発について並行方式をとっている。しかし実質はエンタープライズ中心の規定になっている。

資金面についてみると、

(一) 国際海底機構からの受領金。

(二) エンタープライズの活動の資金に充てるために締約国が行なう任意の拠出。

- (三) エンタープライズによる借入金。
- (四) 操業によるエンタープライズの収入。
- (五) エンタープライズができる限り早期に操業を開始しおよびその任務を行なうことができるようにするための利用可能な他の資金(附属書IV(エンタープライズ規程)第一条一項(a)~(e))。

右のように国連海洋法条約は、エンタープライズに財政的保護を与えていると同時に、借入金についても締約国に対して債務保証の義務を課している。つまり右のエンタープライズ規程第一条二項(b)は、「締約国は、エンタープライズが資本市場においてまたは国際金融機関に対して行う借款の申込みを支援するため、あらゆる合理的な努力を払う」と規定している。そして同条三項(b)は、「これら借入金のうち半分は、長期無利子借款とし、資金の残りの半分のエンタープライズが引き受けた債務は、国連分担金の比率に応じてすべての締約国により保証される」と規定する。

また鉱区申請についてもエンタープライズが優先的に取扱はれている。附属書III 第三条二項によると、エンタープライズは、深海底のいかなる部分についても申請することができるとしている。国または私企業が開発を行なう場合、申請者は、区域を同等の商業的価値を有する二つ鉱区に分け、両部分に関し申請者の有するすべての資料を国際海底機構に提出する。国際海底機構は、二つの鉱区のうちの一つをエンタープライズまたは発展途上国のために留保し(留保区域)、他の一つを申請者の開発のための区域(非留保区域)として指定する(附属書III 第八条)。

この非留保区域で、申請者は、国際海底機構との契約に基づき、同機構の管理に服しつつ開発を行なう(第一五三条四項・五項)。そして申請者は、次のようないろいろな納付金を支払う義務がある。すなわち、行政費用として手数

料を支払う。この手数料は、一の申請につき五〇万米ドルとする。この外に年次固定手数料一〇〇米ドルを収めなければならぬ。さらに商業生産の開始日から生産賦課金・純収益金または右の年次固定手数料のいずれか高い額を財政拠出として負担する（附属書III 第二三条）。

そして申請者は、更に国際海底機構に対して、技術移転の義務を負う（第一四四条）。技術移転は、エンタープライズに対する技術移転である。この技術移転は、申請者が、国際海底機構と契約を結ぶときに開発の参加条件として行なわれるものである（附属書III 第五条一項）。従って国連海洋法条約の下では、このエンタープライズへの技術移転なくしては、国または私企業は、国際海底機構と契約を結ぶことができなくなる。

右に述べた通り国連海洋法条約では深海底の開発について並行方式をとったものの二つの開発主体の間には、大きな格差がみられることである。エンタープライズに対しては財政的、技術的な面で厚遇されているのに対して、国または私企業に対しては、財政拠出、強制的技術移転の義務を課している。この点両者を不公平に扱っているともみることができよう。先進国側からみれば、たしかにそうみえよう。⁽²⁰⁾しかし発展途上国側からみれば、資金を有せずまた技術を有せずしてゼロから開発するエンタープライズの操業を援助するためには、この格差は、合理的なものであると考へるであろう。

(1) A/AC.138/25.

(2) A/AC.138/49.

(3) 山本草二 海洋法 三省堂 一九九四年 二一六頁。

(4) 布施勉 国際海洋法序説 酒井書店 一九八八年 一三六頁。

- (5) A/CONF. 62/WP. 8./Part 1.
- (6) 布施 前掲書 一三九頁。
- (7) A/CONF. 62/WP. 8./Rev. 1/Part 1.
- (8) 布施 前掲書 一四一頁。
- (9) 布施 前掲書 一四二頁。
- (10) この提案については、布施 前掲書 一四一頁を参照。
- (11) A/CONF. 62/WP. 10.
- (12) 第一次改訂版は、A/CONF. 62/WP. 10/Rev. 1. 第二次改訂版は、A/CONF. 62/WP. 10/Rev. 2.
- (13) A/CONF. 62/WP. 10/Rev. 3.
- (14) A/CONF. 62/L. 78.
- (15) Department of State Bulletin, Vol. 82, Nr. 2060, p. 54. この声明は、軍需産業に不可欠のニッケル等の鉱物資源の供給の安定確保を確保するため、また自由市場経済を維持し、アメリカの私企業の活力を失わせないためにも、深海の強力な国際管理に服せないという当時のアメリカの事情を反映している。布施 前掲書 一四七頁。
- (16) *ibid.*
- (17) ヴンタリン ブック(The US Proposals for Amendment to the Draft Convention on the Law of the Sea, March 1982) は、Renante Platzöder, Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Documents, Vol. VIII, p. 304 以下に収められている。同書に収められているグリーン・ブックの「用語」に関する条文番号が、第二二三条となっているが、これは第一二三条の誤りであろう。
- (18) 国連海洋法条約と共に採択された決議Iは、「国際海底機構および国際海洋法裁判所のための準備委員会の設立」について規定している。この準備委員会の役目は、国際海底機構および国際海洋法裁判所が、不当に遅延することなく効

果的な活動を開始することを確保するために次のことを行なうと決議 I は定めている。主な任務は、(一) 国際海底機構の総会および理事会の第一会期の暫定議題を準備する、(二) 総会および理事会の手続規則案の作成、(三) 必要な場合、機構にその任務を開始することを可能にするための規則案および手続案の作成、(四) 先行投資者保護決議(決議 II) に基づく鉱区の登録手続規則案の作成、(五) 国際海洋法裁判所の設立準備等である。

(19) アメリカをはじめとする西欧先進国(アメリカ、イギリス、日本、フランス、カナダ、イタリー、オランダ、ベルギー)は、準備委員会の枠外でコンソシウム等開発主体者間の調整に関する暫定了解をとりつけている。山本 前掲書 二二〇頁。この先進国の行動に対して反対を唱えたことはない。一九八四年八月三日の G 七七委員長声明は次のように述べている。G 七七は、暫定了解を、署名国の国内立法を相互に認めあつて深海底活動に従事しようという受け容れがたい試みであるとみている。この試みは、深海底活動に対する国際海底機構の権限を不当に侵害するものである。LOS/PON/48; Platzöder, *The Law of the Sea: Documents 1983—1989*, Vol. 1, p. 290. 同様な声明は、東欧社会主義諸国グループよりだされてゐる。Platzöder, *ibid.*, p. 292.

(20) 前述のレーガン アメリカ大統領声明では、エンタープライズが、深海底開発を独占するという意味のことをいつている。

三 実施協定の内容

一 実施協定の成立の背景

この第一一部に対する先進国の冷やかな対応によって、国連海洋法条約自体が発効しても、それはうまく機能しないのではないかとという声が採択時よりささやかれてきた。たしかに一九九一年一二月の時点で、国連海洋法条約に署名した国は、一五九カ国あるにも拘らず、批准をした国は、たった五一カ国(このうち西欧諸國中批准をした国

は、アイスランド(カ国)であった。⁽¹⁾ 条約発効に必要な国の数六〇カ国にあと九カ国に迫っているのに、国連海洋法条約のように普遍的性格をもっている条約がうまく機能しないということは好ましいことではない。このような事情を背景に行なわれたのが国連事務総長非公式協議である。第一回の非公式協議は、一九九〇年七月一九日に、デ・クレアール事務総長の下で三〇カ国にのぼる国の参加を得て行なわれた。デ・クレアール事務総長主催の非公式協議は、六回行なわれている。この非公式協議は、一九九二年に就任したガリ事務総長に引きつがれた。ガリ事務総長は、一九九二年に二回、一九九三年に四回そして一九九四年に三回協議を行なっている。⁽²⁾

このような協議の過程で考慮すべき問題として次のような諸点に焦点が合はされることになる。⁽³⁾

(一) 当事国に対する費用。(二) エンタープライズ。(三) 意思決定。(四) 再検討会議。(五) 技術移転。(六) 生産政策。(七) 経済援助。(八) 契約の財政条件。(九) 環境問題。

右の諸点について、アメリカの参加を可能にするように第一一部の規定を修正することである。この点についてデ・クレアール国連事務総長は、次の様に述べている。⁽⁴⁾

条約が採択されてほぼ九年を経過した現在、国際関係に影響を与えるような大きな政治的、経済的变化が生じ、それが深海底の開発制度に変化をおよぼしている。この変化とは次のようなものである。

……国際関係に変化が生じ、東西の緊張が緩和され、話し合の気運が生じ、未解決となっていた地球的あるいは地域的な諸問題を解決するにあたって協力の気運が生じてきたこと。

……この一〇年間経済事情に著しい変化が生じたこと。

……国家的あるいは国際的レベルでの経済問題へのアプローチが、著しい変容を遂げたこと。

……深海底からの鉱物の商業生産の見通しが、条約が交渉されていた時に存在していた期待に反して来世紀になってから始まるであろうこと。

……この一〇年間世界が経験している長期的経済不況、その経済不況が、世界の金属市場に重大な影響をおよぼし、深海底開発のレジームに関する規定が依拠している前提を変えなければならなくなってきたこと。

……準備委員会の作業の進展にとまない、深海底に関する資料が多く入手できるようになると、この問題に関する実際の側面での幅広ろい了解がとりつけられたということ。

事務総長の非公式協議は、三段階に分けられるといわれている。⁽⁵⁾ 第一段階は、一九九〇年および一九九一年の協議で、そこでは主として実質問題のリストが確認され、そのそれぞれについて解決を見出すための一般的なアプローチが検討された。⁽⁶⁾

第二段階において本格的交渉が行なわれ、第三段階は、いよいよしめの段階であった。各々の段階においてだされた Information Note や交渉のたたき台となったボート・ペーパー (Boat Paper) といった文書が配布され、それらの検討のうえで最終草案がまとまるのである。⁽⁷⁾

クリントン大統領の新政策に基づきアメリカが積極的に交渉に参加したことが交渉を促進したといえよう。⁽⁸⁾ そして最終テキストは、国連総会第四八再開会期に提出されるわけである。

(1) デ・クレアール国連事務総長が、一九九二年二月一日に海洋法に関する非公式協議において行なった演舌。

1983—1992, Vol. XV, p. 435. なお国連事務総長非公式協議をふくめて実施協定成立背景の詳細については、林 前掲論文。五七頁以下を参照。

(2) Report of the Secretary—General : Consultation of the Secretary—General on outstanding issues relating to the deep seabed mining provisions of the United Nations Conference on the Law of the Sea, A/48/950, Law of the Sea Bulletin, Special Issue IV, 16 November 1994, p. 1. 林 前掲論文 六一頁以下。

(3) 本節注(一)にあるデ・クレーアール国連事務総長のスピーチ。Platzöder, op. cit., p. 436. その後の展開については、前注(一)のガリ国連事務総長報告を参照。

(4) 本節注(一)にあるデ・クレーアール国連事務総長のスピーチ。Platzöder, op. cit., p. 437. 前注ガリ国連事務総長報告二項。

(5) 前注(一)のガリ国連事務総長報告では、第一段階と第二段階となっている。林 前掲論文では三段階。ここでは林論文に沿って三段階とする。しかし両者は、実質においては同じである。林 前掲論文 六一頁。

(6) 林 前掲論文。

(7) 林 前掲論文。

(8) 林 前掲論文。